

放送大学試験委員会規程

平成24年3月14日

放送大学規程第1号

改正 平成24年4月18日、平成25年3月13日、

平成30年3月14日

(設置)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程（平成22年放送大学規程第2号）第8条に基づき、放送大学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 単位認定試験の実施に関すること。
- 二 修士全科生及び博士全科生の入学者の選考に関すること（過去に懲戒退学等になった者に関し、学生委員会の所掌に属することを除く。）。
- 三 その他単位認定試験、修士全科生及び博士全科生の入学者の選考に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長 1名
- 二 各コース・各プログラムの教授又は准教授 各1～2名
- 三 学長が指名する学習センター所長 1名
- 四 その他委員長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学務部教務課の協力を得ながら、学務部学生課において処理する。

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則（平成24年4月18日）

この規程は、平成24年4月18日より施行する。

附 則（平成25年3月13日）

この規程は、平成25年3月13日より施行する。ただし、改正後の試験委員会規程第3条については、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。